- 原判決中被控訴人国敗訴の部分を取り消す。 上記取消しに係る部分の控訴人A及び同Bの被控訴人国に対する請求をいずれも棄却する。 控訴人A及び同Bの本件控訴をいずれも棄却する。 訴訟費用は第1,2審を通じ控訴人A及び同Bの負担とする。

事実及び理由

当事者の求めた裁判 第 1

(控訴人A及び同B〔以下「控訴人ら」という。〕)

- 控訴の趣旨
- (1) 原判決中控訴人ら敗訴の部分を取り消す。 (2) 新潟県知事が、控訴人Aに対し平成10年11月30日に、控訴人Bに対し平成11年3月23日に、それぞれ行った障害基礎年金を支給しない旨の決定をいずれも取り消す。 (3) 被控訴人国は、控訴人らそれぞれに対し、原判決認容額のほか1300万円を支払え。 (4) 訴訟費用は第1、2審を通じ被控訴人らの負担とする。

 - (3)につき仮執行宣言
 - 被控訴人国の控訴の趣旨に対する答弁
 - (1)
 - 被控訴人国の控訴をいずれも棄却する。 控訴費用は被控訴人国の負担とする。

(被控訴人長官)

- 控訴人らの控訴の趣旨に対する答弁
 - 控訴人らの控訴をいずれも棄却する。
 - 控訴費用は控訴人らの負担とする。

(被控訴人国)

- 控訴の趣旨
 - 主文第1, 2及び4項同旨
- 上久界・・・ と次の中場間日 控訴人らの控訴の趣旨に対する答弁) 控訴人らの控訴をいずれも棄却する。 2) 控訴費用は控訴人らの負担とする。 (1)

事案の概要

1 控訴人Aは、昭和62年6月25日に、控訴人Bは、昭和63年1月5日に、いずれも事故により障害を負った者であるが、いずれも、当時、昭和60年法律第34号による改正後の国民年金法(以下「昭和60年法」という。)7条1項1号イの規定により国民年金法の強制適用から除外されていた20歳以上の学生であり、また、国民年金への任意加入をしていなかった。

任意加入をしていなかった。 控訴人らは、新潟県知事に対し障害基礎年金の裁定請求を行ったが、支給要件を欠くことを理由に、控訴人Aに対し平成10年11月30日、控訴人Bに対し平成11年3月23日、障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「本件各処分」という。)がされたため、20歳以上の学生を国民年金法の強制適用から除外し、また、無拠出制の障害福祉年金又は障害基礎年金を受給できる対象から除外していた各規定等が憲法14条、25条、13条、31条に違反し無効であるなどと主張し、本件各処分についての権限を新潟県知事から委譲された被控訴人長官に対し本件各処分の取消しをおまます。 を求めた事案である。

無別であめるととも正に、被控脈へにないである。 を求めた事業裁判所は、昭和60年法ので、20歳以上の学生が国民別に会議以上の国民との間では、被控脈へとなるを表して、20歳以上の学生が国民別に、被控脈へときる。 2 第1書裁判所は、昭和60年法ので、20歳以上の国民との間では、書談で金の支給が認なられたのにかた規定に表されて、44条1項に違反するとしてうえて、憲法違反の効果として、10歳以上の国民との間では、書談で金の支給が認なられるとのもはいるといるで、20歳以上の国民との間では、書談で金の支給が認なられたのは、10点に対してきて、20歳以上の国民との間では、10点に対してきて、20歳以上の国民との間では、10点に対してきて、20歳以上の国民との間では、10点に対してきて、20歳以上の国民との間では、10点に対してきて、20歳以上の国民との間では、10点に対してきて、20歳以上の国民との間では、10点に対してきて、20歳以上の国民との間では、10点に対してきて、20歳以上の国民との間では、10点に対してきて、20歳以上のに違反するとしてきる。主法はなられたのは、10点に対して、20歳以前に対して、20歳以前に対して、20歳以前に対して、20歳以前に対して、20歳以前に対して、20歳以前に対して、20歳以前に対して、20歳以前に対して、20歳以前に対して、20歳以前に対して、20歳以前に対して、20歳以前に対して、20歳以前に対し、対し、20歳以前に対し、対し、20歳以前に対し、対し、20歳以前に対し、対し、20歳以前に対し、20歳以前に対し、20歳以前に対し、20歳以前に対し、20歳以前に対し、20歳以前に対し、20歳以前に対し、20歳以前に対し、20歳以前に対し、20歳以前に対し、20歳以前に対し、20歳以前に対し、20歳以前に対して、20歳以前に対して、20歳以前に対しが対し、20歳以前に対しが対し、20歳以前に対して、20歳以前に対して、20歳以前に対し、20歳以前に対しが対しまで、20歳以前に対しまるとは、20歳に対しまるとは、20歳以前には対しまるとは、20歳には対しまるとは、20歳には対しまとなる事実、1回する当はは、20歳には対しまとなる。第10点には対しまるとは、20歳には対しまるとは、20歳には対しまるとは、20歳には対しまるとは、20歳には対しまるとは、20歳には対しまるとは、20歳以前には対しては、10分に記載のとおもいには、10歳に対しが対し、20歳以前には対しては、10分に記載のとおもいには、10歳に対した。20歳には対したのには、20歳には対したのには、20歳には対したのには、20歳には対したのには、20歳には対したのには、20歳には、20

一学生等の保険料負担問題に関する被控訴人らの追加的主張

学生等の保険料負担問題については、平成元年改正により学生等が強制適用の対象とされた際に、なお検討を要するとして附帯決議がされて以降、平成3年における「学生たる被保険者に係る保険料免除基準」(平成3年1月30日付け庁保発第2号)による免除制度の新設やその実施により具体化した問題点の検討を経て、平成12年法改正により学生納付特例制度が創設され、従来の免除制度から納付の猶予・追納制度に改められるに至ったものである。このように、平成元年改正以降の経緯を踏まえても、学生等の保険料負担問題に関する国の対応は、国民年金制度の趣旨、国民年金法における体系的な整合性、国民生活の実態、社会通念等を考慮し、そのときどきの政策的判断を経てされて合理な点はなく、国会の広範な裁量の範囲内にあることは明らかである。

(3) 違憲の規定に基づく行政処分の効力に関する控訴人らの主張原判決は、本件適用外規定が憲法14条1項に違反するとしても、憲法違反の効果として直ちに障害基礎年金の支給が認められるものと解することはできず、昭和60年法所定の支給要件を満たさない以上、控訴人らに対しなるが認められるものと解することはできず、昭和60年法所定の支給要件を満たさない以上、控訴人らに対しな体各処分がなされたのはやむを得ず、その取消請求には理由がないと判断したが、本来、裁判所は、被保険者要件がないる要件以外の要件を充たしているか否か、最終的に支給処分をなすべきかるかどいった判断をする必要はない。したが各種は関外の要件を充たしているか否か、最終的に支給処分を取り消して、控訴人らに新たな裁定を受ける地位を回復させるべきであり、これを怠った原審の判断には法令の解釈適用の誤りがあり、取消しを免れない。第3 当裁判所の判断

当裁判所の判断

第3 当裁判所の判断
1 当裁判所は、老齢者扶養対策としての老齢年金が制度の中心に据えられ、保険料納付の負担と稼得能力との調整を必要とするという国民年金制度の特質に照らし、本件適用外規定及び本件20歳前障害規定は、いずれも一足と異なり理由が認められないものではなく、これらの存在により控訴人らのような20歳以上の学生等が、他の国民と異なり、任意加入しない限りは、障害基礎年金を一切受給できないという状況が生じたとしても、稼得能力という観点から見て、これらの学生等を他の国民と類型的に区別して評価することが著しく不合理であるとは認められず、さらに、任意加入制度が存在していたことをも勘案すれば、その立法当時の一般的な国民生活の状況や稼得能力及び保険料負担の実態、世論等の社会情勢、国の財政事情等にかんがみそれなりの合理性があったものであるから、これをもって直ちに憲法14条に違反する不合理な差別であると認めることはできないし、これらの立法が立法府の合理的な裁量判断の限界を超えていると認めることもできないと判断する。

界を超えていると認めることもできないと判断する。 また、本件適用外規定及び本件20歳前障害規定の存在により、控訴人らのような20歳以上の学生は、他の国 民と異なり、任意加入しない限りは、障害基礎年金を一切受給できなくなるのであるから、被控訴人らは、任意加入制 度につき十分な周知広報活動を行うことが望ましかったといえるものの、対象者が一般的に制度を認識し得る環境が存 在すれば足りるというべきであり、対象者に対する個別の通知等をすべき法律上の根拠もなく、不法行為法上の義務が あると認めることは相当でない。本件においては、必ずしも周到な周知広報活動が尽くされたとはいい難い点があるも のの、県や市の広報誌における広報等が存在した以上、少なくとも最低限の制度運用の合理性水準は満たしていると認 められ、これをもって、憲法14条1項違反を根拠付ける要因にもならないし、それ自体に違法性を認めることもでき

以下のとおりである

「国民年金法の制定及び改正の経緯」及び「控訴人らの生活状況及び任意加入しなかった経緯並びに県市等の広 報」について

取引たついて 原判決58頁26行目の「加入する者が非常に多い」を「加入する者が少なくない」に、同69頁18行目の「 平成元年改正の経緯(甲54、乙19、24の1、47)」を「平成元年改正及びそれ以降平成12年改正までの経緯 (甲54、乙19、24の1、47、53、56ないし63)」に、同73頁6行目の「合意を発表したが、現段階では同法案は成立していない。」を「合意を発表し、平成16年12月3日に『特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律』が成立した。」にそれぞれ改め、同70頁26行目と同71頁1行目との間に以下のとおり加えるほか、原判決53頁1行目冒頭から78頁2行目末尾までに記載のとおりであるから、これを引用する。 「エ 平成元年以降平成12年改正時までの保険料負担問題に係る立法経緯の詳細や国会における審議状況は以下のとおりである。

のとおりである。

1 ず成元年法改正から平成3年4月施行までの間

(7) 平成元年法改正から平成3年4月施行までの間 (7) 平成元年法により20歳以上の学生等についても、国民年金の強制適用の対象とされたが、その際にもなお類型的に見て稼得活動に従事せず、所得のない者に保険料納付義務を負わせることの当否が問題とされ、強制適用とした場合には親に保険料を負担させる結果となること、多くの未納者が生じるおそれもあること、強制適用の対象とした上保険料を免除した場合、学生等と同世代で稼得活動に従事し保険料を負担している者との公平を欠くことなどの問題点が指摘された。そして、学生等の保険料負担の問題については、なお十分な検討を要するとして、負担が過大なものとならないよう保険料の免除基準につき適切な配慮を行うべき旨の附帯決議がさされた。 (4) その後、平成元年法の施行前に、学生等の保険料負担問題の解決策が議題とされ、そこでは、類型的に稼得活動に従事していない学生等に保険料を負担させると、結局、親に保険料納付の負担を負わせる結果になることなるよの未納者が生ずることなどが懸念されたが、他方、学生等に対し保険料納付を一律に免除することについては、存品が新された。 そこで、学生等については、一般の者に適用される免除基準(「保険料免除の取扱いについて」昭和35年6月13日年発第200号・都道府県知事あて厚生省年金局長直達)とは異なる『学生たる被保険名保保資料的に親元に扶養されていることから、学生等の保険料負担能免免除基準』が新たに設けられた。これは、学生等が一般的に親元に扶養されていることから、学生等の保険料負担に免除の基準となる所得で判断することとし、さらに親が学費等で既に相当程度の経済的負担をしていることをも考慮してあった。

- (2) 平成6年改正時 (7) 平成6年改正時には、学生等の保険料を親が負担しているため家計を圧迫しているとして、負担軽減の 措置を講ずる必要が指摘され、これに対し、国会参議院厚生委員会において『学生たる被保険者に係る保険料免除基 準』は、一般の免除基準に比して相当免除基準が緩和されており、年金教育資金貸付制度の創設に当たって、学生等の 保険料をも融資対象にするなど、納付促進を図る旨の答弁がされた。 (1) また、学生等を強制適用の対象とした平成元年改正から5年経過し、平成3年4月の施行以降の運用状 況が議題とされた際、学生等の保険料納付が過大な負担となっており、これが多数の未納者を生ずる原因となっている 可能性があるとして、負担軽減のため、更に免除基準を緩和すべきであるとの意見が出された。これに対し、『学生た

る被保険者に係る保険料免除基準』は、親元世帯の収入が、学生等を抱える世帯における全国の平均的な消費支出、学費等の水準に達しない場合には保険料を免除することとしており、一般の免除基準より緩やかなものとなっていることが指摘され、今後、実態に即して免除基準を改善していくこと、広報の強化、年金教育資金貸付制度による保険料の貸付けなどにより加入・納付促進を図る旨の見解が示された。」3 昭和34年法及び昭和60年法が憲法14条に違反するか否か(争点①)について
(1) 控訴人らは、本件適用外規定が、20歳以上の学生等を国民年金の強制適用の対象から除外して保険料免除の全地をなくしているよび他の20歳以上の歴史と美別し、かつ、本件20歳前院実規定が、20歳以上の学生等

- (1) 控訴人らは、本件適用が規定が、20歳以上の子生等を国民年金の強制適用の対象がらばがして保険料別は、 余地をなくしているという点で他の20歳以上の国民と差別し、かつ、本件20歳前障害規定が、20歳以上の学生等 を無拠出制の障害基礎年金(昭和60年改正前は障害福祉年金)を受給できる対象から除外している点で20歳未満の 国民と差別し、その双方との差別の結果、類型的に稼得能力がないために保険料の納付が困難な学生等に対して、「2 0歳以上の学生等」でなければ受給できたはずの障害基礎年金を一切受給できないという著しく不合理な差別(年齢及 び社会的身分による差別)が生じているから、昭和34年法及び昭和60年法は憲法14条1項に違反すると主張す
- る。 (2) 憲法14条1項は法の下の平等の原則を定めているが、この規定は合理的理由のない差別を禁止するものであって、各人に存する経済的、社会的その他種々の事実関係上の差異を理由としてその法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理性を有する限り、何らこの規定に違反するものではない(最高裁判所大法廷昭和39年5月27日判決民集18巻4号676頁)。法的取扱いに区別を設けた立法が憲法14条1項に違反するか否かについては、その立法理由に合理的な根拠があり、かつ、その区別が立法理由との関連で著しく不合理なものでなく、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えていないと認められる限り、合理的理由のない差別とはいえず、これを憲法14条1項に反するものということはできないと解される(最高裁判所大法廷平成7年7月5日決定民集49巻7号1789

見)。 そして、本件適用外規定は、20歳以上の学生等を、20歳以上の学生等(なお、昭和34年法では被用者保険被保険者の配偶者らも除外された。)を除く国民と区別し、本件20歳前障害規定は、20歳以上の学生等を20歳未満の国民と区別しているのであり、また、これらの両規定が併存することにより、20歳以上の学生等のみが、20歳未満の者が対象となる障害基礎年金を受給できないにとどまらず、20歳以上の者が対象となる障害基礎年金についても、保険金免除の利益を受ける可能性を奪われ、任意加入しない限り受給できないという不利益を受けることになる。したがって、これらの立法が憲法14条1項に違反するか否かは、その立法理由に合理的な根拠があるか否か、総合的観点に立って、その区別が立法理由との関連で著しく不合理であり立法府の合理的な裁量判断の限界を超えているといえるか否かによって判断すべきである。そこで、引用に係る原判決の認定の「国民年金法の制定及び改正の経緯」に照らして、これらの規定の立法理由及びその合理性について検討する。 (3) 本件適用外規定の立法理由

本件適用外規定の立法理由 (3)

立法理由

雇用関係を前提としない稼得活動従事者を対象とする国民年金制度においては、一般に就労していると考えられる 年齢により一律に区分することとしたものであり、それ自体は、制度設計上の一つの選択として容認されるべきもので

も考えられないわけではない。 しかしながら、国民年金法における保険料の額は適切な額の老齢年金(老齢基礎年金)を支給できるように 設定され、保険料の大部分は老齢年金(老齢基礎年金)のためのものであり、障害年金(障害基礎年金)のためにのみ 必要な保険料はそのうちのごく一部にすぎず、しかも、学生等のうちに障害を受ける者の割合も相当低いこと(乙 1 9)にかんがみれば、障害年金(障害基礎年金)の必要性のみに着目して学生等を強制適用の対象とする立法政策を採 用することは、立法上の必要性に見合う限度を超える負担を学生等全体に強いる結果を招くことになるというべきであ

る。また、障害年金(障害基礎年金)と老齢年金(老齢基礎年金)を分離して、学生等に障害年金(障害基礎年金)のためのみの少額の保険料を負担させるという選択肢を採用することも全く考えられないわけではないが、国民年金制度において、老齢年金(老齢基礎年金)を中心に制度設計をすること自体には立法政策上合理性が認められ、その制度維持上の負担等を考慮した場合、老齢年金(老齢基礎年金)と切り離して、このような少額の保険料の障害年金(障害基礎年金)の制度を別に創設しなければ著しく不合理であるとまで認めることはできない。

相当ではない。

本件20歳前障害規定の立法理由

立法理由

ア 立法理由 国民年金法が、20歳以上60歳未満の国民を被保険者としたのは、年金制度が労働能力を減損した場合の保障を本質とし、被保険者はこれに備えるために保険料を拠出すべき義務を負うのであるから、被保険者は労働能力を減損した場合の保障を本質とし、な保険者はこれに備えるために保険料を拠出すべき義務を負うのであるから、被保険者は労働能力をするに当たり、雇用関係を前提としない稼得活動従事者を対象と考えられたからである。そして、その範囲を画と考えられる年齢により一律に区分することとしたものである。検討過程において、社会保障制度審議会の答申では、被保険者期間の開始を25歳からとする提案がなされたが、①他の公的年金制度との均衡、②開始年齢を早めることにより一人あたりの保険料を引き下げることができること、③しかし、あまりに開始年齢を早くすると、稼得活動に従事していない被扶養者に保険料を負担させることになること、④当時は、大部分の国民がせいぜい高等学校卒業程度で稼得活動に入っており、25歳からでは遅きに失するとされたことなどから、20歳をもって国民年金の被保険者期間の開始時とされたのである。 始時とされたのである。

昭和34年法の合理性の欠如の有無

1 昭和34年法の合理性の大知の有無 前記のとおり、国民年金法が拠出制を基本としたこと、及び稼得能力の減損に対する保障という観点から、 被保険者を稼得活動に従事し一定の所得をあげ得る者とし、その範囲については、雇用関係を前提としないことを考慮 して一般に就労していると考えられる年齢により一律に区分することとした点には合理性が認められる。その年齢につ いては、昭和34年当時、前記ア①ないし④の立法事実が存在したことが認められ、20歳をもって区分するとしたこ とには合理性が認められる。

とには合理性が認められる。
そして、拠出制を基本とした制度設計がなされていることからすれば、無拠出制年金である本件20歳前段は精完的な制度として創設され、国民年金法の被保険者となり得ない者に対するる福祉的施策の一環として、経過的又制度とは性質の異なる制度であると解析となり得ない者に対するされており、20歳以上の者が対象とされる制度とは性質の異なる制度であると解析となり表するである。このように国民年金法にである。このように国民年金法においては、20歳前後で明確に区別がなされており、20歳以上の者と20歳以上の者と20歳以上の者と20歳以上の者と20歳以上の考生においてのみ、国民年金法においては、20歳前後で明確に区別がなされており、20歳前障害規定の対象とした場合には、保険料を納付していなくても障害福祉年金を支給するとした場合には、保険料を納付していなない。また、実質的に見ても、20歳以上の学生についてのみ、国民年金においてよるではなが不合理であるとはいえない。また、実質的に見ても、20歳以上の学生についてのみ、国民年金によるとした場合には、保険料を納付していなくても障害福祉年金を支給するとした場合には、保険料を納付していなくても障害福祉年金を支給するとした場合には、保険料を納付していなくするとはの存在を理由に、国民年金法は、学生を20歳以上か否かといかまずの表準ではなく、類型的稼得能力の存在を理由に、国民年金法は、学生を20歳以上か否かといかも記述といかの表述に対している。いるとも、本件適用外規定が存在するとし、20歳で一律に区分してその前後で異なる制度設計をしているももと、本件適用外規定が存在するとしても、国民年金法が形式的基準なのもとは困難である。本件適用外規には、20歳以上の者が被保険者すなわち強制適用の対象となるしたももと、本件適用外規定が存在するとしても、国民年金法が形式的基準とを重視して制度設計をしていて強制適用の対象とならによいて類型的稼得能力の有無という実質的基準を重視して制度設計されたとの根拠にはなり得ない。 ある。てれば、このがたが日はできる。 たとの根拠にはなり得ない。 以上によれば、昭和34年法の本件20歳前障害規定については、合理性が認められる。 ウ 昭和60年法の合理性の欠如の有無

切 昭和60年法の合理性の欠如の有無 昭和60年当時も前記ア①ないし③の立法事実が存在したことが認められる。前記ア④について、控訴人らは、大部分の国民がせいぜい高等学校卒業程度で稼得活動を開始していたという立法事実は消滅していると主張するが、昭和60年当時の大学への進学率は、26.5パーセントであり、8.1パーセントにすぎなかった昭和34年当時と比べると大幅に上昇しており(乙27)、大部分の国民が高等学校卒業程度であるとまではいえないが、20歳を超えてなお多くの者が稼得活動に従事しているということができる。また、昭和34年法制定当時に議論があった25歳で区分するとした場合には、他の公的年金制度との関係で不均衡となったり、給付水準を維持すれば一人当たりの保険料負担が重くなることが想定されるなどの不都合もあり、20歳をもって区分するとしたことに合理性がないとはい えない。

そして、本件20歳前障害規定に基づく障害基礎年金も、昭和60年改正前の障害福祉年金と同様、福祉的な見地から、被保険者になり得ない20歳未満の者に年金による保護を及ぼす制度であるのに対し、20歳以上であれば強制適用の対象となるか任意加入によって被保険者となり得ることからすると、昭和60年法においても、20歳の前後で区別し、異なる制度設計をしている昭和34年法の方針が維持されていると考えるべきである。ただし、昭和60年法において、障害福祉年金は障害基礎年金に改められ、20歳未満で障害を負った者も、20歳以上の者と同額の

給付が受けられるようになったことを考慮すると、障害基礎年金の給付の面では20歳前後で実質的な違いがなくなったといえる。この点にかんがみれば、昭和34年法の当時と比べ、この区別にそれほど高い合理性があるとはいい難いものの、昭和34年法の場合と同様にそれなりの合理性が依然としてないとはいえないことに変わりはない。

昭和34年法の憲法適合性

(5) 昭和34年法の憲法適合性 昭和34年法の立法過程や当時の社会保障施策の状況等からすると、前記のとおり、国民年金法の制定の主眼 は、当時、人口の老齢化に伴い国家的な老齢者扶養対策の必要性が高いことが指摘され、既に存在した各種年金制度で は、多数の国民がその対象になっていなかったことから、これらの国民にも年金による保障を及ぼすための老齢年金制 度の創設という点にあったといえる。このように創設当初は、もっぱら老齢年金を中心に考えられていたことに加え、 政府・国会においては年金制度の創設が急務とされており、昭和32年5月の内閣総理大臣の諮問後、昭和33年8月 には自由民主党国民年金実施対策特別委員会において、昭和34年度中に制度を発足させるとして昭和34年1月の国 会への法案提出を目指すと定められ、同年4月には国民年金法が成立するなど早急な法案作成、審議、立法が行われた ことからすると、当時は年金による保障の及んでいなかった多数の国民に対する老齢年金制度の早期創設が重視された ものと推認される。そして、当時の社会情勢等からすると、年金制度の創設そのものが極めて重要な政策課題であった のであり、早期の年金制度創設を目指す中で、老齢年金を重視した制度とすることにも相当の合理性があったものと認 められる。

がお、学生についても、障害に備えて被保険者とすべき必要性は学生以外の20歳以上の者と何ら変わるものではない。しかしながら、学生を強制適用の対象とするか否かに関し、最も大きな問題となったのは保険料負担問題であるところ、保険料の免除等については前記のような問題もある以上、収入のない学生に保険料納付義務を負わせた場合に過重な負担をかけることとなる。また、国民年金法においては、老齢年金が制度の中心に据えられており、保険料の額は一定水準の老齢年金の支給ができるように設定されているから、保険料の大部分は老齢年金のためのものであったのであり、学生が卒業後に別の公的年金制度に加入すると、学生であった期間に支払った保険料のほとんどが結果として掛け捨てになることも軽視できなかったといえる。学生やその親に大きな負担を強いることとなることを避けるべく、学生を強制適用の対象から除外するという選択をしたことが、著しく不合理であると認めることはできない。よって、昭和34年法は、立法府の合理的な裁量判断の限界を超えているとは到底いえず、憲法14条1項に違反するとは認められない。

違反するとは認められない。

(6) 昭和60年法の憲法適合性

無年金障害者問題の発生

(6) 昭和60年法の憲法國合性
ア 無年金障害者問題の発生
昭和34年法によって国民年金制度への任意加入が認められるにとどまった20歳以上の学生は、極めて少数の者しか任意加入しなかったため、学生である間に障害を負っても障害年金の支給が受けられない無年金障害者が発生するようになり、特に昭和50年に入ってからは、障害者団体によって悪年金障害者に対する障害年金の務治では、直になり、特に昭和50年に入ってからは、障害者団体によって悪性金でも、厚生省との交渉11回、元動4回、衆参社会労働委員会議員に対する陳行きの必要性等が大きく取り上げられ、この問題が国民年金法の正審議に関わる国会でよる場合の必要性等が大きく取り上げられ、この問題が国民年金法の正審議に関わる国会議議員に対する原告を第1月から昭和60年4月にかけることの報告が日本では、学生無年金障害者の存在やその問題性、救済の必要性等が大きく取り上げられ、この問題が国民年金法の正審議に関わる国会議議に関いて、複数の国会議議員に対するを年11月から昭和60年4月にかけることの報告が日本の担保を正の、「複数の国会議議員に対するを年11月から昭和60年4月にかけることの報告がの責体的解決案が提案されるなど、技法をは、「大きなののではなり、を開発を対するをできてあるとの、「大きなが長期間にわたって繰り返された。また、国際的には、昭和50年に国連障害者権利宣言が採択され、国内においても、昭和56年の国際に対して、大きな地できるような社会保障を考えるに当のと理念が高まっていた。このような状況からすると、昭和60年改正当時には、国民年金制度の制度設計を考えるに当たり、昭和66年改正当時には、国民年金制度の制度設計を考えるに当めいの国民に認めらいの備えをさせ、できる限り無年金者をなくすととして、女性の年金権の確立や在外邦人につきる解消することと、できる限り無年金者をなくすととして、女性の年金権の確立や在外邦人に合きを解消することと、できる限り無年金者をなくすことと、できる限の特額等大幅な改善があり、無年金者を解消することと、では、第1月に対する保障を実際にも、日本を持ちまし、おおいたのの保障を関係を実際にも、日本を対して、対している。イ制度の合理性の欠如の有無

制度の合理性の欠如の有無

判断する。その理由は、原判決96頁15行目冒頭から同98頁2行目末尾までに記載のとおりであるから、これを引 用する。

700万 本件各処分が憲法13条、31条に違反するか否か(争点②)について 控訴人らは、任意加入をするかしないか自己決定する際に、その判断をするための告知及び聴聞の機会が保障されておらず、また、制度の周知徹底もされていないことを理由に本件各処分が憲法13条、31条に違反する旨を主張

する。
しかしながら、国の法令は、公布によって国民に周知されたものとして、国民の権利義務を創設あるいは規制する効力を有するものであり、原則として周知徹底義務が要求されることはなく、任意加入制度に関しても、告知、聴聞や周知徹底義務があると認めることはできない。また、任意加入制度について対象者が一般的に制度を認識し得る環境が存在していたものというべきであることは、前記3(3)才記載のとおりである。したがって、利益処分の享受という手続過程において自己決定権の保障が実質的に認められるべきであるとしても、本件においては、これを侵害していると認めることはできないから、いずれにしても本件各処分が憲法13条、31条に違反して無効であるとはいえない。6以上によれば、本件適用外規定及び本件20歳前障害規定には憲法違反は存在せず、本件各処分に違法性を認めることはできないから、その余の点について判断するまでもなに、本件訴人の請求はいずれも理由がない。7したがって、被控訴人国の党訴に基づき、原判決中同被控訴人敗訴部分を取り消し、控訴人らの同被控訴人に対する請求をいずれも乗却することとし、控訴人らの本件控訴は理由がないから、いずれも棄却すべきである。東京高等裁判所第16民事部

雅

之

東京高等裁判所第16民事部

裁判官

裁判長裁判官 頭 季 郎 裁判官 稔 畠 山

野

菅